

件名

湖西市再生エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例
の施行状況について

令和7年2月17日
環境部 環境課 環境係

1. 湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例について

本条例は、湖西市における再生可能エネルギー発電設備（太陽光・風力）の設置について必要な事項を定めることにより、災害の発生防止並びに自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的とし、令和4年より施行した。

2. 条例施行状況

(1) 設置届出

・届出されている発電施設数・・・362件

(2) 稼働状況報告

再エネ条例では、発電設備は適正に運転・管理されているか把握するため、事業者に対して、年に1回稼働状況及び保守点検の維持管理の実施状況の報告を求めている。

・対象設備数・・・362件

内、報告済の発電施設数・・・286件（紙媒体：219件、電子媒体67件）

未報告の発電施設数・・・76件 【報告率：79.0%（2/12時点）】

3. 地域住民への対応

事業者はあらかじめ事業の周知と理解を得るために、地域住民等に対して説明会を開催しなければならないと市の条例で定めている。しかし、説明内容には専門的な用語等が多く、地域住民にとって理解しにくい部分が多い。

→事業者から説明会開催の要望、開催場所や日時について相談があった場合は調整をお願いするとともに、環境課にて作成した「質問例集」を参考に、ささいなことでも懸念事項などがあれば説明会時に事業者へ伝えるよう周知を図った。（資料は裏面参照）

→裏面に続く

太陽光発電設備等の設置に関する事業者への対応について

太陽光または風力発電設備を設置しようとする事業者は、**あらかじめ事業の周知と理解を得るために、地域住民等に対して説明会を開催しなければならない**と市の条例で定めております。その上で、事業者は、市内を対象となる再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、事業を実施しようとする日の 60 日前までに届出を行い、市長の同意を得る必要があります。

<説明会及び意見書について>

～対象となる事業～

発電出力が 10kw 以上の太陽光発電設備または風力発電設備
※住宅等の屋根など建築物に設置するものについては対象外です。

～説明内容～

- (1) 事業区域の範囲
- (2) 再生可能エネルギー発電事業の内容
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る施工期間及び工事内容
- (4) 再生可能エネルギー発電事業により自然環境及び生活環境に与える影響
- (5) 前号の影響から自然環境及び生活環境を保全するための措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業区域及び周辺地域における自然環境及び生活環境の実情に応じて、市長が必要と認める事項



～意見書～

- ・地域住民等は、事業者に対して、説明会後 14 日以内に意見書を提出することができます。
- ・事業者は、意見を申し出た地域住民等と協議しなければなりません。
- ・事業者は意見書の提出があった日から 14 日以内に、意見書に対する見解を示した書類を地域住民等に提出し、内容を説明し、理解を十分に得られるよう努めなければなりません。

<地域住民側の対応>

事業者から説明会の開催に関する連絡があったときは、以下のご対応をお願いします。

- ・事業者から説明会開催の要望、開催場所や日時について相談があった場合、調整をお願いします。また自治会長は、近隣住民への周知をお願いします。
- ・ささいなことでも懸念事項などがありましたら、説明会時に事業者へお伝え願います。
- ・説明会後は 14 日以内に意見を書面にてまとめ、事業者へ提出してください。
- ・別紙「説明会における事業内容に関する質問例(主なもの)」をまとめたので、説明会開催時や意見書作成時にご活用ください。
- ・様式 5「地域住民説明会報告書」には、自治会住民代表者の押印欄があります。これは、記載の報告内容と説明会の内容が相違ないことを認める押印となります。

【お問合せ先】 湖西市役所 環境部 環境課 環境係
TEL:053-576-1141 E-MAIL:kankyo@city.kosai.lg.jp

説明会における事業内容に関する質問例(主なもの)

☑ チェック欄

■ 工事について

- 工事の期間と時間帯は？(土日祝日、早朝や夜間も行うのか)
- 工事車両はどこに駐車するのか？(道路に駐車して通行の邪魔にならないか)
- 通行・往來する工事車両の大きさ・台数は？
- 道路(通路)が損傷しないか？(土地がへこまないか、歩行人の安全は確保されるか)
- 工事期間中、騒音、振動、砂埃が出ないか？
- 事業地は借地か？(どのような契約か。期間はいつまでか。)
- 事業地は盛土や切土をするのか？
- 太陽光パネルや発電設備(フェンスなど含む)は、隣地からどれくらい距離を置いて設置するか？
- パネルの架台はどのようにして固定するのか？(地盤の調査は行うのか、強度は十分か)
- 実際の工事が始まる前に、業者から事前連絡はあるのか？
- 工事期間中、現場の責任者は常駐するか？
- 現場の責任者は、工事に対する要望があった場合、丁寧な対応を行えるのか。
- 工事期間中に、周辺土地に何らかの影響や損害があった場合は、誰がどのように対応されるのか。
- 隣接地に住む人への健康被害はないか？

■ 地形について

- 傾斜地に設置する場合、土砂崩れの防止対策は？
- 森林に設置する場合、伐採により雨水が敷地外に流出する量が多くなると思うがその対策は？
- 農地などに設置する場合、パネルに落ちた雨がそのまま勢よく流れるため、土砂や雨水が敷地外に流れ出ると思うが、その対策は？
- 事業地がもともと田んぼで水はけが悪い。雨水などを地面に自然浸透させる計画の場合、それで問題ないか？

■ 排水について

- 湖西市の雨量を考慮した排水路はあるか？
- 排水先はどこになるのか？
- 年々、過去最大の降雨量が記録されているが、想定する雨の量はどのくらいか？
- 発電の事業区域内に貯める場合、雨水の貯水により虫が発生した場合の対処方法は？
- 太陽光パネルに落ちた雨は、山林や農地などと比べ、そのまま勢よく流れ出ると思うが、その水は、どのように処理されるか？
- 排水先が側溝や水路などの場合、溢れることはないか検証しているか？
- 事業区域内に水を自然浸透させる場合、どのくらいの時間分を貯める計算か？
- 工事により水道水源の水質や、公共用水域の水質が阻害されることはないか？

■ 維持管理について

- 事業地に連絡先が記載してある標識(看板)を設置するか？
- 安全上、フェンスは設置するか？
- 設備に異常があった場合、すぐに現地へ駆けつけ対応できる体制なのか？

- 暴風雨により、ソーラー設備周辺家屋の瓦や壁などが破損し、ソーラー設備に損害を与えた場合、また、逆に民家にソーラーパネルなどが損害を与えた場合は、どのような対応をとるか？
- 点検は、誰が、どのような内容で、どのような頻度で行うのか？
- 草刈りは、誰が、どのような頻度で行うのか？
- 事業地から建設残材の飛散や雑草の繁茂等、周辺環境への影響がないよう対策はあるのか？(除草剤などの散布する場合、事前に散布日時等を周知してほしい。)
- 設置した施設を売却する予定はあるか？その際は、近隣住民などに周知の連絡があるか？
- 将来、何らかの理由でソーラー事業をやめたり、会社の存続がなくなる事態があったりした場合の対応は？
- 廃棄はいつなのか？放置されることのないよう処分計画・処分費用の積立計画はあるのか？

■ 設備・反射光について

- 反射光の対応方法は？(低反射性のパネルか。まぶしい場合はパネルの角度を調整可能か。)
- 反射光などの影響で、暑さが増すのではないかと？
- パワーコンディショナーの音はどの程度か？

■ 営農型太陽光発電設備について

- 営農型の場合、誰が、何の農作物を育てるのか？(営農作業の頻度は？)
- 営農型の場合、パネル設置位置が高く、パネル下からの風の影響が大きいと思うが、台風等によりパネルが外れて飛来するなどの事故の可能性は？
- 営農と言っているが、目的は太陽光発電で、農作業は、ほとんど行わないのではないかと？

■ その他

- 国の固定買取制度(FIT・FIP 制度)は活用するのか？
- 太陽光発電設備の設置に関して国(経済産業省)への手続きが必要と考えるが、今回の計画も手続きは不備なく行っているのか。
- 太陽光パネルで発電した電気はどうなるのか。
- 計画や設計に関する基準は、適合しているのか。また、その内容は、国が確認しているのか。
- 事業地は接道要件を満たしている場所なのか。
- 周辺で太陽光発電設備の建設が進み、住宅を取り囲まれ、日常生活を送るのに障害が発生する可能性についてどう考えているのか？

など



【お問合せ先】
静岡県湖西市吉美 3268 番地
湖西市役所 環境部 環境課 環境係
TEL:053-576-1141
FAX:053-576-4880
E-MAIL:kankyo@city.kosai.lg.jp

令和7年度 廃食用油の回収方法の変更について

(湖西市環境課)

1 概要

湖西地区と新居地区で異なる廃食用油の回収方法について、令和7年4月より、既存の公共施設回収拠点(8箇所)および新規民間回収拠点(2箇所)での回収に統一する。

2 現在の回収方法および回収拠点

地区	回収方法	回収拠点
湖西地区	回収拠点に設置された専用容器に廃食用油(中身のみ)を入れる	【公共施設回収拠点(8箇所)】 環境センター、市役所、新居地域センター、西部地域センター、北部多目的センター、南部構造改善センター、はつらつセンター、湖西浄化センター
新居地区		①上記、公共施設回収拠点 ②月1回のごみステーション(225箇所のうち86箇所)

3 変更内容

変更項目	変更前	変更後
廃食用油の回収方法	廃食用油の中身のみ	ペットボトルまたは油容器に入った状態で回収
新居地区の回収拠点の変更	公共施設回収拠点および月1回のごみステーションでの回収	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーション回収の廃止 ・公共施設回収拠点および民間回収拠点 ①ファミリープラザあらい(湖西市新居町新居 745-1) ②ENEOS 浜名湖 SS(湖西市新居町新居 3380-509)

参考資料

1 現状の回収状況 回収拠点に設置している容器に油を移し入れる。

湖西地区	新居地区	
公共施設回収拠点での回収	ごみステーションでの回収	公共施設回収拠点での回収
		

2 今後の回収方法(イメージ) 回収容器のまま、回収箱へ入れる。

(1)回収容器



(2)回収箱の中



以上

件名

ゼロカーボンシティへの取組状況について

令和7年2月17日

環境部 環境課脱炭素推進室

1. 湖西市気候変動適応計画の策定

気候変動問題の解決に向けた地球温暖化対策は、「緩和」と「適応」の両輪により進めていくことが重要とされている。本市における地球温暖化の「緩和策」に関する取組を示した「湖西市地球温暖化対策実行計画」とは別に、「適応策」の取組を推進するための計画として、「湖西市気候変動適応計画」を策定した。

- ・詳細は別冊のとおり

2. エネルギー・食料品価格等物価高騰対策について(中小企業者等の省エネ設備導入支援事業)

原油価格や物価高騰に直面した中小企業等を対象に、既存事業用設備の省エネルギー設備への更新を支援し、光熱水費節減による経済負担の軽減のほか、エネルギー消費量の節減による脱炭素の取組の推進を図る。

(1)概要

- ・対象者 市内に事業所等を有し、市内で事業を営む中小企業者等
※補助金の交付は1事業所につき1回限り
- ・対象経費 既存の事業用設備を省エネルギー設備に更新する事業に係る経費
 - ・更新した事業用設備に係る設計費、設備費及び工事費
 - ・既存の事業用設備に係る撤去費及び処分費 他※事業用設備の種別
 - ・空調設備 ・給湯設備 ・照明設備 (LED等) ・換気設備
 - ・冷凍冷蔵設備 (電気冷蔵庫、冷凍庫、冷凍機内蔵型ショーケース等) ・産業用ボイラ (蒸気ボイラ、温水ボイラ)
 - ・電気設備 ・ガス設備 ・BEMS、FEMS※、測定器
- ・補助率 対象経費の2分の1
- ・補助上限 30万円
※BEMS (ビルディング エネルギー マネジメント システム)
FEMS (ファクトリー エネルギー マネジメント システム)
ビル等の建物内で使用する空調・照明機器等や工場内の機器等をICT (情報通信技術) など一元化し、エネルギーの使用と管理を高効率に行う機器やシステム。

(2)申請受付期間

令和6年4月～令和6年12月末

(3)補助金総額

20,000千円 (財源) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 10/10

(4)実績

86件 19,086千円 執行率95.4%

3. エネルギー・食料品価格等物価高騰対策について(市民の省エネ家電購入支援事業)

エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受ける市民を対象に、省エネ家電の購入を支援し、光熱費節減による経済負担の軽減のほか、エネルギー消費量の節減による家庭部門の脱炭素の取組推進を図る。

(1) 事業概要

- ・対象者 本市の住民基本台帳に記載されている者
※補助金の交付は1世帯につき1回限り
- ・対象経費 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上の家電機器1台の購入費
※省エネ家電の種別
 - ・エアコンディショナー ・電気冷凍冷蔵庫 ・電気冷凍庫
 - ・電気冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・LED照明器具
- ・補助率 ・市内店舗で購入の場合 対象経費の4分の1
・市外店舗又は通信販売等で購入の場合 対象経費の5分の1
- ・補助上限 ・市内店舗で購入の場合 5万円
・市外店舗又は通信販売等で購入の場合 4万円

(2) 申請受付期間

令和6年4月～令和6年6月末

(3) 補助金額

20,000千円(財源) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 10/10

(4) 実績

555件 20,031千円 執行率100%

4. 電気自動車用普通充電設備等導入事業

カーボンニュートラルの実現に向けた施策の1つとして電気自動車普及のため充電インフラ設備の拡充を推進するため、「電気自動車充電設備の整備の推進に関する連携協定」を令和6年7月30日締結。本協定に基づき、以下のとおり事業を実施する。

(1) 協定締結の相手方

Terra Charge株式会社

(2) 事業の概要

- ・EV充電スタンドを、無償で公共用地に設置する。(国補助金を活用)
普通充電器(6kwが主流)、3時間で約40%充電可
- ・充電に係る電気料金は一時的に施設の電気代に上乗せされるが、後に設置事業者より還元されるため、実質的な自治体の負担はゼロ。電気代は150円/h
- ・メンテナンス費用は事業者が負担。

(3)その他

- ・令和6年10月に候補地8か所の現地調査を実施。
- ・現地調査の結果を踏まえ詳細設計を実施し、令和7年度の補助金申請、採択を目指す。
- ・補助金申請は施設ごとに行い、採択された施設から順次工事に着手していく。

5. 講演会等の開催（連携金融機関と共催）

演 題 経営課題の解決とCN両立を目指す

日 時 令和6年11月27日（水）15時～17時

講 師 株式会社フルハシ環境総合研究所

代表取締役所長 浅井豊司（あさいとよし）氏

参加者 市内企業等 26社27名

金融機関、市職員等 22名 合計49名

6. 地域循環共生圏の形成に向けた取組

地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域特性に応じて、他地域と資源を補完し支え合うことにより、その活力が最大限発揮されることを目指す。

(1)静岡県「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏制度」の取組

2011年に発生した東日本大震災の教訓と2012年の新東名高速道路の本県区間開通を契機とし、本県の沿岸域と内陸域の均衡ある発展と、歴史や文化、自然等の地域資源を活かした平時の産業振興や地域活性化と、有事に備えた社会基盤の強化といった地域課題の一体的解決を目指した取組

圏域名 遠州灘沿岸地域循環共生圏（令和7年2月3日認定）

主 体 湖西市、御前崎市、牧之原市

取 組 ①御前崎・牧之原エリアで創出した再エネ由来電力を湖西市の工業団地で利用

②電力使用料の一部を還元し、御前崎・牧之原エリアの藻場再生や砂浜保全等を推進

(2)遠州広域カーボンニュートラル自治体連絡会

遠州広域8市1町（湖西市、浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市及び森町）の首長により構成される遠州広域行政推進会議の意見を受け、遠州広域の各市町相互の協力・連携関係を構築し、カーボンニュートラル政策の円滑な推進に資することを目的に令和7年1月31日に設置

- ・カーボンニュートラルに関する情報の共有
- ・カーボンニュートラルに関する調査・研究
- ・カーボンニュートラルに関する連携事業の推進
- ・その他、目的達成に必要な事項

(3) 浜松地域 CN 推進研究会 (湖西市、御前崎市、牧之原市)

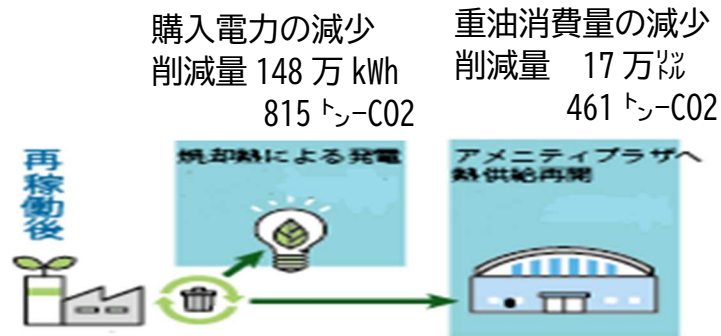
カーボンニュートラルは国際的公約であり、行政及び産業界においてもその取組が強く要請されている状況にあるため、その実現に向けて広域地域連携（共助）による産官一体の取組を推進し地域循環型経済の実現を目指すことを目的に令和6年9月24日に設置

<p>件名 廃棄物対策課主要事業</p>	<p>令和7年2月17日 環境部廃棄物対策課</p>
----------------------------------	---

1 環境センター焼却施設再稼働

令和6年2月から焼却施設を再稼働し、令和6年度（1月末）の実績は焼却量12,800トンをあります。

焼却施設の再稼働により焼却熱で発生した蒸気を活用することでCO2の削減が行われています。



2 新ごみ出しルールの対応

令和6年4月からの新ごみ出しルールでは、燃やせるごみに草木やプラマーク品が追加されたため、ごみステーションの容量不足が懸念されていました。

これまで自治会と協力し新たなごみステーションの設置を5箇所、容量の増設を30箇所実施し、現在は安定したごみ収集が行われています。



3 充電式小型家電の対応

燃やせないごみへの混入が続く充電式小型家電による火災事故を防ぐため、令和7年4月から、乾電池の収集日に充電式小型家電も出せるようにします。

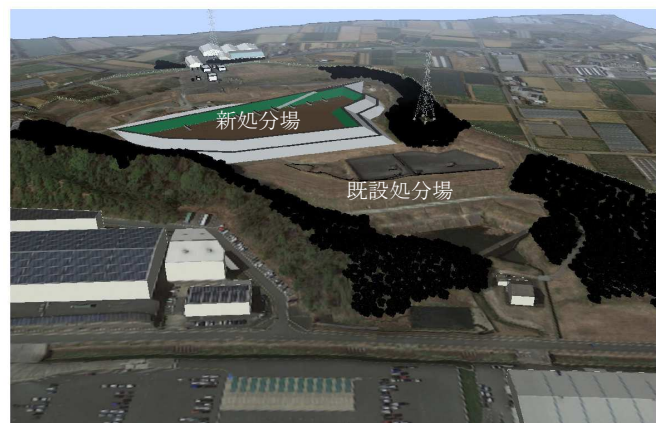


4 笠子処分場拡張整備

環境センターの焼却再開に伴い排出される焼却灰を処分するため、令和12年までに埋立処分場の拡張整備を行います。

令和6年度は生活環境影響調査を実施し、調査結果の縦覧を3月4日まで行っているところであります。

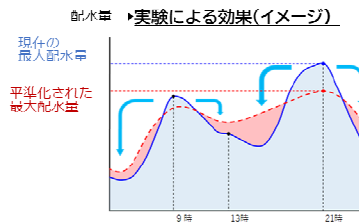
令和7年度は地盤改良工事に着手します。



件名 水道スマートメーターを活用した取組について	令和7年2月17日
	環境部・水道課

1. 時間帯別料金の実証実験

- ・配水量のピークシフトを誘導し、水道施設の効率化及び省力化を図る。
- ・需要特性に応じた料金設定により利用者の水利用のピークシフトに期待。
- ・ひっ迫する電力需要のピークシフトなど社会生活全体への波及効果にも期待。
- ・令和5年度・6年度に実証実験を行い、インセンティブ効果によるピークシフトの効果を確認した。引き続き実証実験を重ね、時間帯別料金の検討を進める。



2. フレイル検知の実証実験

- ・水道の使用状況からフレイル(※)のリスクが高い高齢者かどうかを検知する。(対象は、1. 水道スマートメーター設置世帯、2. 65歳以上の1～2人暮らしの世帯、3. 介護認定を受けていない方、ですべての要件を満たす世帯のうち、参加を希望する世帯)
 ※フレイル……健康な状態と要介護状態の中間の状態、身体機能障害に陥りやすい状態
- ・早期のフレイル検知を可能とし、適切な支援を行うことで要介護状態への進行を防ぐ。
- ・水道スマートメーターを設置している世帯で、サーラエナジー(株)とガスの契約をしている世帯を対象に、ガスのスマートメーターを用いた実験も同時に実施する

3. 水道検針票のSMS配信によるペーパーレスの取組

- ・着実な情報提供・環境保全・業務効率化を目的に、検針票を紙からデジタルへ変更
- ・令和7年4月より水道料金改定に合わせ、検針票をSMSによるデータ配信にすると1検針(2か月)あたり55円(税込)の減額を実施。
- ・令和7年1月末現在、約3,800件が登録されている。

【以上】

下水道課主要事業

令和7年2月17日
環境部 下水道課

1. 下水道事業概況（令和5年度末時点）

現在、下水道課では全体計画区域面積 1,146ha のうち、856ha を事業計画区域とし整備を進めています。

概況（令和5年度末時点）

行政人口	57,793 人
処理区域面積	586 ha
整備延長	161 km
処理区域内人口	25,662 人
普及率	44.4 %
接続済人口	21,471 人
水洗化率	83.7 %

2. 令和6年度 of 下水道工事実施状況

三ツ谷あけぼの地区、新所原地区等の市街化区域を中心に管渠工事を進めており、今年度は約 1,550m の管渠を新たに設置しています。

- ・三ツ谷あけぼの地区 L=859m（三ツ谷公民館付近 他3件）
- ・鷺津、古見地区 L=172m（紀和産業付近 他1件）
- ・新所原地区 L=519m（新所原駅北側 他2件）

3. 処理場ストックマネジメント実施計画

湖西・新居浄化センターにつきましては、令和3年度から第一期更新計画として策定した「ストックマネジメント実施計画」に基づき、湖西浄化センターの汚泥脱水設備及び中央監視装置の更新工事や、汚泥処理棟及び管理棟の耐震補強工事を予定しています。※ 新居浄化センターの更新事業は、統廃合の検討中につき、現在休止中。

【概要】

- 工事期間 : 令和5年度～令和9年度
 工事内容 : 汚泥脱水設備機械更新工事：令和5年度～令和7年度
 汚泥脱水系電気更新工事：令和5年度～令和7年度
 汚泥処理棟耐震工事：令和6年度～令和7年度
 管理棟耐震工事：令和8年度
 中央監視装置更新工事：令和8年度～令和9年度

4. 市内汚水処理の統一化、処理場カーボンニュートラルの検討

湖西市では、令和3年度において環境と経済の好循環による持続可能なまちづくりと『職住近接』の実現に向け、湖西市ゼロカーボンシティを宣言しております。

このため、湖西市ゼロカーボンシティ宣言の柱である「省エネルギーの推進と再生可能エネルギー等の普及」として、前年度から2ヶ年に渡り、湖西浄化センターにおけるバイオガス発電及び市内汚水処理の統一化に向けた施設統廃合の可能性調査を、環境課及び下水道課で実施しております。

今後、事業の実効性や脱炭素への貢献度などから令和6年度末までに事業実施の有無を決定する予定です。

- ・バイオガス発電等再生可能エネルギー可能性調査業務委託（環境課発注）
- ・施設統廃合等可能性調査業務委託（下水道課発注）

以上